



安全報告書

2013年

関西高速鉄道株式会社

1. はじめに

当社は、関西圏における広域的な都市機能整備の一環として、京橋～尼崎間を地下鉄で繋ぐ片福連絡線を建設・保有することを目的に地元自治体及び民間会社の出資により昭和63年5月25日に設立されました。その後、片福連絡線は平成9年3月8日にJR東西線として開業、現在、多くの皆様にご利用頂いています。

当社は、JR東西線鉄道施設を保有する第三種鉄道事業者であり、旅客の輸送は第二種鉄道事業者である西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）が行うとともに、二社間の協定により鉄道施設の保守及び維持管理もJR西日本が行っています。

当社は、JR西日本が行う鉄道施設の変更に係る諸手続き等を行う役割を有すると共に、JR東西線における沿線の近接工事協議窓口であることから、鉄道施設保有者として責任をしっかりと果たし、JR西日本と連携を図りながら第三種鉄道事業者としての事業運営に万全を期していく所存です。

この報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや実態について、自ら振り返るとともに、皆様に広くご理解いただくために公表するものです。この報告書に対するご意見やご助言などを賜れば幸いです。

関西高速鉄道株式会社

代表取締役社長 中西 優

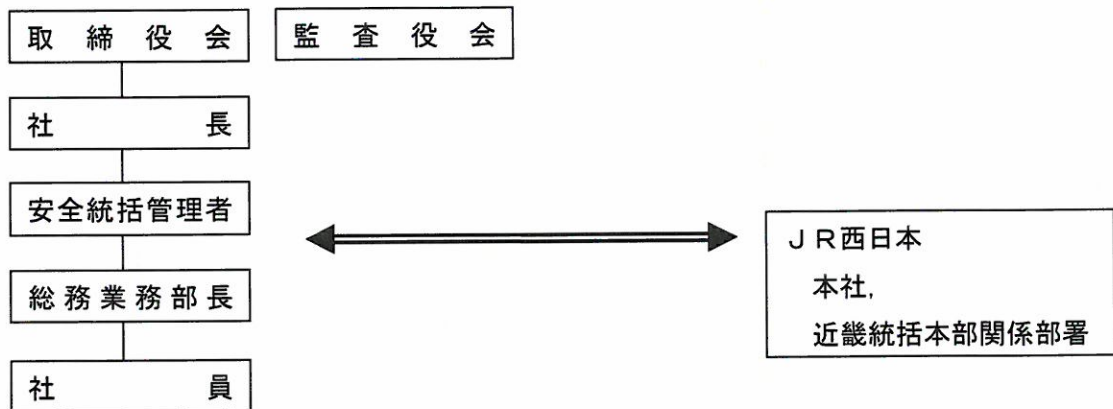
2. 輸送の安全を確保するための基本的な方針

当社は、輸送の安全を確保するための基本的な方針を次のとおり定めています。

- (1) 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、第二種鉄道事業者であるJR西日本の事業の円滑な運営に協力するものとする。
- (2) 第三種鉄道事業者である関西高速鉄道株式会社は、「JR東西線（片福連絡線）に関する基本協定（H8.12.18）」（以下「基本協定」という。）に基づくJR東西線の鉄道施設（以下「当社施設」という。）に係る次の事項を本規程の定めにより行う。
 - ① 当社施設に係る協議、申請、届出等に関する事項
 - ② 財産管理に伴う第三者との協議、申請等に関する事項
- (3) 社長及び役員は、第2項に係る管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を定め、業務の実施状況等を踏まえ、適宜見直すものとする。
- (4) 社長、役員及び社員（嘱託社員を含む）（以下「社員等」という。）の行動規範は、次のとおりとする。
 - ① 一致協力して輸送の安全確保に努める。
 - ② 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
 - ③ 災害、事故等が発生したときは、当社及びJR西日本は相互に情報伝達を行い、適切な対応を行う。
 - ④ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
 - ⑤ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

3. 安全の確保に関する体制と方法

当社は、安全の確保に関する体制及び社長等の責務を次のとおり定めています。



社長：輸送の安全確保に関する業務全般を総理する

安全統括管理者：輸送の安全確保に関する業務を統括管理する

総務業務部長：安全統括管理者の指揮の下、当社施設に係る協議、申請、届出等に関する事項並びに財産管理に伴う第三者との協議、申請等に関する事項を掌理する

4. 事故等の状況と再発防止措置

平成24年度に、当社が関わる鉄道運転事故並びに災害等は発生しませんでした。

5. 輸送の安全を確保するための措置

(1) 地震等の災害に対する対応の状況

① 地震の対策

JR東西線は阪神大震災後に竣工したものであり、地震後の新しい耐震基準に則った設備となっております。

② 豪雨、津波、高潮に対する対策

- ・ 駅出入口（地上）には、高さ 60 cmの止水パネルを設置しています。
- ・ 北新地、新福島、海老江、御幣島、加島については、柵外コンコースに止水扉を設置しています。
- ・ 大川（大阪城北詰駅、大阪天満宮駅間）、淀川（海老江駅、御幣島駅間）及び大阪城北詰駅京橋方にトンネル内に止水鉄扉を設置しています。
- ・ 万が一の時、設備を実際に運用するのはJR西日本ですが、私どもとしても訓練に参加するなどの対応をしております。

(2) 行政指導等に対する措置の状況

特にありません。

(3) 安全確保のための措置

- ① 鉄道施設変更認可申請・届出手続き遺漏防止のため5月16日に JR 西日本と確認書を締結しました。
- ② 近畿運輸局へ、ATS-P関連の鉄道施設変更申請書を1件提出し、許可を頂くと共に、通路幅及び視覚障害者誘導ブロック等の鉄道施設変更届出書を3件提出しました。
- ③ 開発行為に伴うJR東西線近接工事の事前協議の受付が16件、建築確認申請下見が7件あり、JR西日本と計画協議が2件ありました。
- ④ 鉄道施設の維持及び管理を行っている JR 西日本から鉄道施設の検査結果として異常なしの報告を受けると共に、当該年度の計画についても報告を受けました。
- ⑤ 安全管理規程に基づき全社員に対し安全教育を行うとともに異常時のための緊急情報伝達訓練や社外の施設を利用した研修を行い、社員の安全意識の向上に努めました。